

港区内の学童クラブ・認可保育園等に
児童が在籍する保護者の勤務先事業主様

令和2年5月7日以降の学童クラブ及び保育園の運営について
(令和2年4月28日時点)

日頃より、港区の保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
港区では、令和2年4月7日の国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、令和2年4月9日(木)から令和2年5月6日(水・祝)まで、保護者の皆様に学童クラブの利用及び保育園の登園の自粛を強く要請させていただいております。

区では、現在行っている自粛要請を令和2年5月10日(日)まで延長することとし、緊急事態宣言期間が延長された場合その期間中は自粛要請を継続することといたしました。

自粛要請の期間中は、新型コロナウイルス感染症の脅威からお子様をはじめ、ご家族の生命や健康、安全安心な生活を守りつつ、社会基盤を維持していくために就業せざるを得ない状況もあることから、保護者が医療関係者や警察、消防、公共交通機関に勤務する場合など、家庭での保育が難しい場合に限り、利用・登園ができることとしており、原則利用休止・休園と同等の対応となります。

区の自粛要請に応え利用・登園を控えた保護者に有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は、国の「新型コロナウイルス感染症による小中学校休業等対応助成金」の対象となります。

事業主の皆さまにおかれましては、区の利用・登園自粛の趣旨をご理解いただき、区の自粛要請期間となる5月10日(日)まで(緊急事態宣言期間が延長された場合はその期間が終了となるまで)の間、学童クラブ・認可保育園等に在籍する児童の保護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機、特別休暇などが可能となるよう社内規定を適用していただくなど、特段のご配慮とご協力を改めてお願いいたします。

令和2年4月28日

港区長 武井雅昭